

産業保健関係事業について

産業保健推進センター(連絡事務所)

地域産業保健センター

メンタルヘルス対策支援センター

産業保健への支援体制

産業保健事業の総合調整のための協議会

産業保健推進センター(連絡事務所)(47) ＜労働者健康福祉機構＞

- ・産業医等に対する専門的・実践的研修
- ・専門的な相談、情報提供

メンタルヘルス対策支援センター(47)

＜国委託事業＞

メンタルヘルス専門家

- ・相談対応
- ・訪問支援
- ・管理監督者教育

研修・相談・情報提供

研修・相談・
情報提供

研修・相談・
情報提供

地域産業保健センター(47) ＜国委託事業＞

産業医(保健師)

- ・健診結果の医師意見
- ・脳心疾患保健指導
- ・メンタル不調相談指導
- ・長時間労働者面接指導

産業保健サービス

50人以上の事業場

産業医(専属・嘱託)
産業保健スタッフ

産業保健サービス

事業者

労働者

相談対応
訪問支援
管理監督者教育

50人未満事業場

事業者

労働者

産業保健を支援する事業の概要(平成25年度)

事業	産業保健推進センター事業	地域産業保健事業	メンタルヘルス対策支援事業
主な事業内容	- 産業医等に対する専門的研修 - 産業保健に関する専門的相談 - 産業保健情報の収集提供 - 産業保健の広報啓発 - 地域産業保健センターの支援	産業医・保健師等による以下の産業保健サービス - 健診結果に基づく医師の意見聴取への対応 - 脳・心臓疾患のリスクの高い労働者に対する保健指導 - メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導 - 長時間労働者に対する面接指導	メンタルヘルス対策に関する以下の支援 - 事業者、産業保健スタッフ等からの相談対応 - 個別事業場を訪問し助言・指導の実施 - 職場の管理監督者に対する教育の実施 - 職場復帰支援プログラムの作成支援
事業の対象	産業医等の産業保健関係者	労働者数50人未満の小規模事業場	すべての事業場
事業主体	(独)労働者健康福祉機構	国(委託)	国(委託)
事業実施者 (受託者)	(事業主体が実施)	各都道府県医師会(39都道府県) (独)労働者健康福祉機構(8府県) (それぞれ郡市区医師会が協力)	(独)労働者健康福祉機構 (全6ブロックとも)
事業実施単位	都道府県ごと	委託単位:都道府県ごと 活動単位:圏域ごと(概ね労働基準監督署の管轄区域)	委託単位:ブロックごと(全国を6ブロックに区分) 活動単位:都道府県ごと
事業活動拠点	産業保健推進センター(15都府県) 及び連絡事務所(32県)	都道府県医師会、郡市区医師会等 産業保健推進センター・連絡事務所	メンタルヘルス対策支援センター (産業保健推進センター・連絡事務所内)
事業期間	(事業期間の限定なし)	単年度ごと	単年度ごと
調達方式等	(国の交付金事業)	企画競争	一般競争入札 (最低価格落札方式)
事業の経緯 (年度)	H5 事業開始(5箇所設置) H15 47都道府県に設置 H22 (事業仕分け) H22~H24 15箇所に集約化(32連絡事務所に移行)	H5 事業開始(各都道府県ごとに1箇所設置(労働基準監督署単位)) H9 全347箇所に設置(監督署単位) H19 公募制となる H22 事業を労働局(都道府県)単位に変更 企画競争となる H23 事業内容を重点化(事業仕分け対応)	H20 事業開始(47都道府県に設置 契約単位は全国で1 企画競争) H23 契約単位を6ブロックごとに変更 H25 一般競争入札となる
関係法令	○独立行政法人労働者健康福祉機構法 第12条(業務の範囲)	○労働安全衛生法 第13条の2(小規模事業場の労働者の健康管理) 第19条の3(国の援助)	○労働安全衛生法 第69条(健康教育、健康相談その他健康の保持増進措置) 第71条(国の援助)
○労働者災害補償保険法 第29条(社会復帰促進等事業)			

都道府県産業保健推進センター（連絡事務所）

（対象：産業医等の産業保健関係者）

1. 産業医等に対する研修その他の支援
2. 産業保健に関する専門的相談
3. 産業保健情報の収集提供等
4. 産業保健に関する広報啓発
5. 地域産業保健センターの支援

（独立行政法人労働者健康福祉機構法）

第12条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 ～二（略）

三 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。

四～九（略）

2 （略）

地域産業保健センター

(対象: 50人未満の小規模事業場)

1. 特定健康相談

1. 健診実施後の医師の意見聴取への対応
2. 脳心臓疾患のリスクが高い労働者の保健指導
3. メンタル不調を自覚する労働者に対する相談・指導

2. 長時間労働者に対する面接指導

(労働安全衛生法)

第19条の3 国は、第十三条の二の事業場の労働者の健康の確保に資するため、労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な援助を行うように努めるものとする。

(労働安全衛生規則)

第15条の2 (1項 略)

- 2 事業者は、法第十三条第一項の事業場以外の事業場について、法第十三条の二に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるに当たっては、労働者の健康管理等を行う同条に規定する医師の選任、国が法第十九条の三に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談その他の必要な援助の事業の利用等に努めるものとする。

メンタルヘルス対策支援センター事業

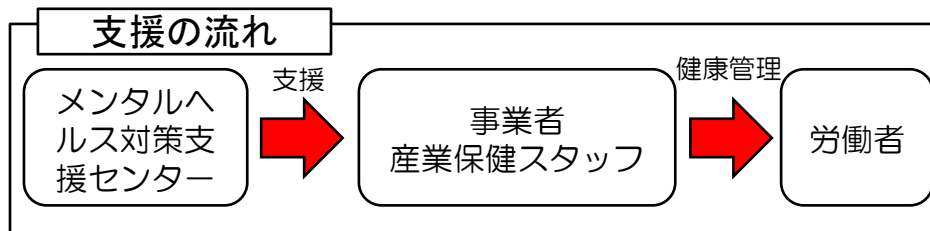
趣旨・目的

- 地域での職場のメンタルヘルス対策の中核的機関として全国47都道府県に設置（注）
- メンタルヘルス不調の予防から復職支援まで職場のメンタルヘルス対策を総合的に支援

（注1）国の委託事業として医師等の相談員を配置している。

事業内容

- 事業者、産業保健スタッフ等からの相談対応
- 個別事業場に訪問し助言・指導の実施
- 職場の管理監督者に対する教育の支援
- 職場復帰支援プログラム（注2）の作成支援
- メンタルヘルス相談機関の登録・紹介
- 事業者、産業保健スタッフ、行政機関等とのネットワーク形成



（注2）職場復帰支援についてあらかじめ定めた事業場全体のルール。

受託者・設置場所（平成25年度）

受託者	設置場所
(独)労働者健康福祉機構	産業保健推進センター又は産業保健連絡事務所内

各事業の目標と実績(平成23年度)

	目標	実績
産業保健推進センター事業 (業務運営計画上の目標及び実績)		
相談件数	19,000件	45,999件
研修実施回数	3,400回	4,936回
利用者からの有益であった旨の回答割合	90%	(研修)94.0% (相談)99.6%
ホームページアクセス件数	1,600,000件	1,814,521件
地域産業保健事業 (事業評価のための成果目標及び実績)		
健康相談等延利用者数	85,129人	83,895人
事業場訪問回数	10,127回	9,958回
メンタルヘルス対策支援事業 (事業評価のための成果目標及び実績)		
訪問支援件数	21,600件	25,779件
利用者からの有効・有用であった旨の回答割合	90%	92.7%